

広報ほんじょう広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、本市が発行する広報ほんじょうへの広告掲載について、本庄市有料広告事業取扱要綱（平成19年本庄市告示第40号）の規定によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載場所)

第2条 広告の掲載場所は、市長が指定する頁の最下段面とし、位置の指定はできない。

(広告掲載料等)

第3条 広告掲載料は、1枠あたり月号3回につき30,000円とする。ただし、掲載期間が月号3回未満の場合は1回につき10,000円とする。

2 広告の規格（1枠）は次のとおりとする。

(1) サイズ 概ね52mm×86mm

(2) 刷色 単色（黒）

(広告掲載数)

第4条 広告の掲載数は、募集時に市長が指定する。

2 広告掲載の申込みは、申込者1人につき1枠とする。

(広告掲載期間)

第5条 広告掲載期間は月号3回を単位とし、1回の申込みにより掲載できる期間は最長月号12回とする。ただし、年度を越えることはできない。

2 掲載枠に空きがある場合には、月号3回未満の掲載もできるものとする。

(募集方法等)

第6条 広告の募集は原則として公募とし、広報紙、ホームページ等により行うものとする。

2 申込みが募集件数を超えたときは、本庄市有料広告事業取扱要綱第8条第2項により優先順位を決定する。同順位に複数の申込者がいる場合は、掲載希望期間が多いものを優先し、掲載希望期間が同一の場合は、抽選により決定するものとする。

3 第1項による募集の締切り後も掲載枠に空きがあるときは、市内事業者等に対し個別に案内をすることができ、申込書の先着順により掲載ができるものとする。

(広告の内容)

第7条 申込み時に提出された原稿の内容、デザイン等について、広報ほんじょうへの掲載にふさわしくない部分があるときは、市長は申込者に修正を依頼することができる。

2 申込者が前項の修正に応じないときは、市長は掲載を不可とすることができる。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、本庄市有料
広告事業取扱要綱の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年6月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年1月25日から施行する。